

第8 屋外消火栓設備

1 水源

「第2 屋内消火栓設備」2を準用すること。

2 加圧送水装置

「第2 屋内消火栓設備」3（(4)の放水圧力は0.6MPaと読み替える。）を準用すること。

3 配管等●

(1) 「第2 屋内消火栓設備」4（(2)イ、ウ（ア）を除く。）を準用するほか、配管径は、第8－1表によること。

第8－1表

同時放水の口数	使用管径
1	75mm以上
2以上	100mm以上

(2) 補助高架水槽の容量は0.5 m^3 以上とし、当該水槽に連結する配管の口径は40A以上とすること。
ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合は、当該有効水量を0.2 m^3 以上とすることができる。

4 起動装置

「第2 屋内消火栓設備」5を準用すること。ただし、第2－6表中「1号消火栓」は「屋外消火栓」、「 $H_1 + 0.2\text{MPa}$ 」は「 $H_1 + 0.3\text{MPa}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 表示及び警報

「第2 屋内消火栓設備」6を準用すること。

6 貯水槽等の耐震措置

「第2 屋内消火栓設備」7を準用すること。

7 非常電源、配線等

「第2 屋内消火栓設備」8を準用すること。

8 屋外消火栓箱等

(1) 消火栓箱の位置●

ア 屋外消火栓箱は、原則として防火対象物の出入口又は開口部付近で、当該防火対象物の内部に
対し有効に注水活動ができる位置とすること。また、中央部等に未警戒部分が生じる場合は、当

該部分を屋内消火栓設備により警戒すること。

イ 令第19条第3項第1号及び第2号の「建築物の各部分」とは、1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上1m程度）をいうものであること。

(2) 構造

「第2 屋内消火栓設備」9(2)ア(イ)を準用すること。

(3) 消火栓開閉弁

「第2 屋内消火栓設備」9(2)ア(ウ)を準用するほか、原則として屋外消火栓箱内に設けること。

(4) 筒先及びホース●

ホースは、呼称50又は65のもので、長さ20m以上のもの2本以上、ノズルは、口径が呼称19mm以上のもの（原則として噴霧切替式のもの）を1本、それぞれ接続して設置すること。

(5) 表示及び灯火

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該屋外消火栓箱に「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該屋外消火栓箱に「ホース格納箱」と表示し、消火栓開閉弁設置位置に「消火栓」と表示すること。

ウ ア及びイの文字の大きさは、20cm²以上とすること。●

エ 屋外消火栓箱又はホース格納箱の表面又は扉を開放した時の見やすい箇所に操作方法を表示すること。

オ 屋外消火栓箱又はホース格納箱の前面又は上部に赤色の灯火を規則第12条第1項第3号口の例により設けること。●

なお、当該赤色の灯火が加圧送水装置の始動により点滅する場合は、規則第22条第3号に規定する表示灯と兼ねることができる。

(6) 設置方法

令第19条第3項第2号に規定される「各部分に有効に放水することができる」とは、ホースを伸長する経路、ホースの長さ及び放水距離（仕様書に記載される放水距離又はノズルの先端圧力0.25MPa時における放水距離）を考慮し有効に消火できるように設けることをいうものであること。

(7) その他

令第11条第4項の規定により、屋外消火栓設備を屋内消火栓設備の代替とする場合の有効範囲は、屋外消火栓設備のホース接続口から水平距離が40m以下となる範囲内で、かつ、当該範囲内に消防用ホースを延長することができ、有効に消火できる部分をいうものであること。